

平成 25 年度目標およびその達成に向けた活動計画をご紹介します。

田原市農業委員会では、今年度の目標と活動計画を次のように設定し、活動しています。
(主な内容を抜粋、平成 25 年 5 月設定)

◇遊休農地に関する措置

(1) 現状

管内農地面積 7,173ha
遊休農地面積 440ha

(2) 課題

遊休農地の所有者等に遊休農地発生防止の呼びかけと担い手への利用集積が必要である。

(3) 目標

遊休農地解消面積 10ha

(4) 活動計画

利用状況調査 9月～10月
指導 2月～3月

(5) 調査方法

農地利用集積促進員により、管内農業振興地域内農地を1筆ごとに調査する。

◇担い手等の育成および確保

(1) 現状

農家数 4,348戸
認定農業者 1,155経営

(2) 課題

農業従事者の高齢化が進んでいるため、意欲のある担い手の掘り起こしを行い、担い手の育成・確保を図る必要がある。

(3) 目標

認定農業者 5経営増

(4) 活動計画

関係機関と連携し、新規認定者の掘り起こしや再認定の推進を行い認定農業者の育成を図っていく。

◇農地の利用集積*

(1) 現状

管内農地面積 7,173ha
集積面積 413.6ha

(2) 課題

農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加、農地の分散が農地の確保・有効利用を図るうえで課題となっている。

(3) 目標

集積面積 20ha

(4) 活動計画

年4回発行の農業委員会だよりを利用して広く制度の普及に努め、効率的な利用集積を促進する。

◇違反転用への適正な対応

(1) 現状

違反転用面積 5.4ha

(2) 課題

農地法の理解不足による違反転用も多くあり、違反転用防止を図るため農地パトロールの強化、是正指導を実施するとともに、農地法についての周知を図る必要がある。

(3) 活動計画

- 農業委員会だよりにより違反転用防止を周知する。
- 農地パトロールを実施する。
- 違反転用箇所を把握し、原状回復などの指導を行う。

※経営規模を拡大したい意欲ある農家が、農地を使わなくなった農家から、農地を買ったり、借りたりすること。

農地に関するQ&A

Q 転用許可を受けないで転用した場合、どうなりますか。

A 農地を転用する場合は、原則として都道府県知事の許可を受けなければなりません。転用許可を受けないで、農地の転用をした場合、農地法に違反します。農地などの権利取得の効力が生じなくなるだけでなく、知事は、土地の農業上の利用の確保などを判断して、特に必要があると認めたときは、無断転用者に対し、工事などの中止、または相当の期間を定めて原状回復その他違反行為の是正のため必要な措置を命ずることができ、また、罰則を適用することができます。また、罰則を適用することができるときは、必ず転用許可を受けてください。

農機具の盗難に注意を

秋の収穫時期を迎え、各種農機具を前日から田畑の近くに置いておくという光景を見かけます。農機具は、鍵のかかる倉庫にしまうなど、入念な予防対策をしましょう。